参議院議員藤末健三提出遺伝子組換え技術を用いた医薬品開発及び遺伝子治療に関する臨床研究の促進に関する質問に対する答弁書（第六二号）
参議院議員山本太郎提出放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律及び今後予定されている環境関連法令の改正等に関する質問に対する答弁書（第六三号）
参議院議員山本太郎提出東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故による被ばく者の健康調査に関する質問に対する答弁書（第六四号）
参議院議員荒井広幸提出国会と特定秘密保護法案に関する質問に対する答弁書（第六五号）

報告書提出

十一月二十六日委員長から次の報告書を提出した。
裁判官の配偶者同行休業に関する法律案（閣法第一二号）審査報告書
公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第七号）審査報告書
交通政策基本法案（閣法第一七号）審査報告書
特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（第百八十三回国会閣承認第四号）審査報告書

人事異動

内　閣

○厚生労働大臣臨時代理
　国務大臣　三好　雅子（森　まさこ）
厚生労働大臣田村憲久海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に厚生労働大臣の職務を行う国務大臣に指定する（十一月二十三日）
○厚生労働大臣臨時代理解職
　国務大臣　三好　雅子（森　まさこ）
厚生労働大臣田村憲久帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に厚生労働大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
○環境大臣臨時代理解職
　同　茂木　敏充
環境大臣石原伸晃帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に環境大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
　同　茂木　敏充
内閣府特命担当大臣石原伸晃帰朝につき内閣府特命担当大臣（原子力防災担当）事務代理を免ずる
（以上十一月二十四日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、モルディブ国大統領アブドッラ・ヤーミン・アブドゥル・ガユーム閣下の大統領就任につき、十一月二十六日御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

油濁防止管理者養成講習の実施について

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第十条に規定する油濁防止管理者を養成する講習として国土交通大臣が定める講習の実施に関し必要な事項を次のとおり公示する。
平成二十五年十一月二十八日
　北海道運輸局長　小山内　智
　東北運輸局長　長谷川伸一
　関東運輸局長　原　喜信
　北陸信越運輸局長　和迩　健二
一　講習を実施する日時
　平成二十六年一月二十八日（火）午後一時から午後四時五十分まで
　平成二十六年一月二十九日（水）午前九時三十分から午後四時まで
二　講習を実施する場所　関東運輸局　横浜市中区北仲通五丁目五十七番地　横浜第二合同庁舎
三　講習の対象者　船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第四条の規定による海技免許（海技士（通信）及び海技士（電子通信）の資格についての海技免許を除く。）を受けている者又は同法第二十三条第一項の規定により船舶職員になることについての承認を受けている者であって、本講習の受講を希望する者
四　受講申請の手続等　受講希望者は、受講申請書を、関東運輸局ホームページのトピックスに掲載の「平成二十五年度油濁防止管理者養成講習会の実施について」からダウンロード又は郵送（郵送の場合は、八十円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封し左記あて請求すること。）により入手し、同申請書に所要事項を記載のうえ、平成二十六年一月十日までに左記へ提出すること（郵送の場合は、一月十日消印のものまで有効とする。）。
五　受講申請書の請求先及び提出先　郵便番号二三一―八四三三　横浜市中区北仲通五丁目五十七番地　横浜第二合同庁舎　関東運輸局海上安全環境部船舶安全環境課　電話番号　〇四五（二一一）七二二五

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第十条に規定する油濁防止管理者を養成する講習として国土交通大臣が定める講習の実施に関し必要な事項を次のとおり公示する。
平成二十五年十一月二十八日
　中部運輸局長　野俣　光孝
　近畿運輸局長　大久保　仁
　中国運輸局長　小橋　雅明
　四国運輸局長　丸山　研一
　九州運輸局長　佐藤　尚之
　神戸運輸監理部長　安藤　昇
　沖縄総合事務局長　河合　正保
一　講習を実施する日時
　平成二十六年一月二十八日（火）午後一時から午後四時五十分まで
　平成二十六年一月二十九日（水）午前九時三十分から午後四時まで
二　講習を実施する場所　神戸運輸監理部　神戸市中央区波止場町一番一号　神戸第二地方合同庁舎
三　講習の対象者　船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第四条の規定による海技免許（海技士（通信）及び海技士（電子通信）の資格についての海技免許を除く。）を受けている者又は同法第二十三条第一項の規定により船舶職員になることについての承認を受けている者であって、本講習の受講を希望する者
四　受講申請の手続等　受講希望者は、受講申請書を、神戸運輸監理部ホームページの新着情報に掲載の「平成二十五年度油濁防止管理者養成講習会の実施について」からダウンロード、又は郵送（郵送の場合は、八十円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封し左記あて請求すること。）により入手し、同申請書に所要事項を記載のうえ、平成二十六年一月十日消印のものまで有効とする。）。
五　受講申請書の請求先及び提出先　郵便番号六五〇―〇〇四二　神戸市中央区波止場町一番一号　神戸第二地方合同庁舎　神戸運輸監理部海上安全環境部船舶安全環境課　電話番号　〇七八（三二一）七〇五二

なお、受講の受付は先着順とし、受講申請者の数が会場の収容能力を上回る場合には、受講者を制限することもあり得る。

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

岩手労働局最低賃金公示第２号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金（平成20年岩手労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。
　平成 25 年 11 月 28 日
　　岩手労働局長　弓　　信幸
第４号中「１時間728円」を「１時間740円」に改める。

岩手労働局最低賃金公示第３号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金（平成20年岩手労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。
　平成 25 年 11 月 28 日
　　岩手労働局長　弓　　信幸
第４号中「１時間717円」を「１時間729円」に改める。

岩手労働局最低賃金公示第４号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年岩手労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。
　平成 25 年 11 月 28 日
　　岩手労働局長　弓　　信幸
第４号中「１時間709円」を「１時間718円」に改める。